

瀬戸市工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸市の発注する建設工事及び測量、調査、設計等業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者及び業務委託受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、用語の意義は、瀬戸市工事等検査要領（以下「検査要領」という。）第2条に定めるところによる。

(評定の対象)

第3条 評定の対象は、検査要領第3条の行政課が行う検査対象となる工事等とする。また、同条第2項に該当する工事等についても対象とする。

(評定者)

第4条 評定の評定者は、次のとおりとする。

- (1) 監督員
- (2) 検査要領第6条第3項でいう検査者（以下「検査者」という。）
- (3) 検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、工事等1件ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査の結果により確認した事項について、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。ただし、1工事につき2人以上の検査者又は検査員が検査することとなる場合においては、それぞれの者が協議の上評定を行うものとする。

(評定表及び評定基準)

第6条 評定は、次により行うものとする。

- (1) 土木工事、土木関連工事、水道施設工事及び建築工事、建築関連工事、建築附帯設備工事の評定は、工事成績評定表1（瀬戸市工事等成績評定要領（以下「評定要領」という。）第1号様式）によって行うものとする。
- (2) 土木工事、土木関連工事、水道施設工事の設計及び工事監理、調査、測量に該当する業務委託の評定は、業務委託成績評定表2（評定要領第1号様式の2）によって行うものとする。
- (3) 建築工事、建築関連工事、建築附帯設備工事の設計及び工事監理に該当する業務委託の評定は、業務委託成績評定表3（評定要領第1号様式の3）によって行うものとする。

- 2 評定基準は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が500万円以上の工事（土木、建築、諸設備工事）の採点は、工事成績採点の考査項目別運用表1（別表第1）とし、設計金額が500万円未満に

あつては、考査項目別運用表 1-2（別表第 1-2）で採点するものとする。

- (2) 測量、調査、土木、建築、建築関連諸設備設計に該当する業務委託の採点は、業務委託成績採点の考査項目別運用表 2（別表第 2）とする。

（評定表の作成等）

第 7 条 評定は、検査要領第 3 条第 2 項に該当する場合には、監督員及び検査者は工事等完成検査を行い、合格のときに、同条第 1 項に該当する場合には、監督員及び検査者は工事等完成のとき、検査員は工事等完成検査を行い、合格のときに、それぞれ行い、評定表を作成するものとする。

- 2 監督員及び検査者は、前条による評定表を作成し、検査要領第 3 条第 1 項に該当する場合には、工事等検査依頼書（検査要領第 2 号様式の 2）に添付して行政課長に提出しなければならない。

（評定表の報告）

第 8 条 検査要領第 3 条第 2 項に該当する場合には検査者が、同条第 1 項に該当する場合には検査員が、評定を行ったときは、評定結果を第 6 条による評定表により、行政課長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第 9 条 担当課長は、検査要領第 3 条第 2 項に該当する場合には、検査者から評定表の提出があつたときに評定の結果を検査結果通知書（瀬戸市工事施行規則における諸書類の様式を定める要綱第 16 号様式）により、当該工事等の契約者に対して通知するものとする。行政課長は、同条第 1 項に該当する場合には、検査員から評定表の提出があつたときに評定の結果を検査結果通知書（検査要領第 12 号様式、瀬戸市工事施行規則における諸書類の様式を定める要綱第 16 号様式）により、担当課長及び担当課長を経由して当該工事等の契約者に対して、通知するものとする。

- 2 建設工事にあつては細目別評定点採点表（評定要領第 1 号様式の 5）により、項目別評定点（評定要領第 1 号様式の 4）を併せて通知するものとする。

（評定点の回答）

第 10 条 前条第 2 項の項目別評定点の通知を受けた者は、検査要領第 3 条第 2 項に該当する場合には担当課長に対し、同条 1 項に該当する場合には行政課長に対し、通知を受けた日から 14 日以内に説明を求められることができる。

- 2 担当課長、又は行政課長は前項による説明を求められたときは、回答するものとする。

（評定結果の公表）

第 11 条 行政課長は、第 9 条第 1 項の規定による通知内容について、公表するものとする。

（成績不良工事等に関する報告）

第 12 条 行政課長は、第 9 条第 1 項の規定により通知した評定点が 55 点未満であつたときは、第 10 条第 2 項の規定により回答した内容を併せて、工事等成績不良報

告決議書（評定要領第2号様式）により決裁を受けた工事等成績不良報告書（評定要領第2号様式の2）により指名審査委員会に報告するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、諸書類の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。